

京都市訓令甲第19号

会 計 室

京都市会計室長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 桜本 賴兼

題名を次のように改める。

京都市会計管理者等専決規程

第1条中「訓令は」の右に「、会計管理者」を、「次長」の右に「、担当課長」を加え、「会計室長等」を「会計管理者等」に改める。

第2条から第4条までの規定中「会計室長等」を「会計管理者等」に改める。

第5条中「会計室長等に」を「会計管理者等に」に、「当該会計室長等」を「当該会計管理者等」に改める。

別表会計室長の項を次のように改める。

会計管理者	(1) 会計室長の休暇、欠勤等の承認等に関すること。
	(2) 会計室長の出張及び復命に関すること。
	(3) 会計室長の職務に専念する義務の免除に関すること。
	(4) 会計室長の営利企業等の従事の許可等に関すること。
	(5) 会計室長の時間外勤務命令に関すること。
	(6) 会計室長に係る京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則(次号において「規則」という。)第5条による許可に関すること。
	(7) 会計室長に係る規則第7条による承認に関すること。

- (1) 所属課長及びこれに準じる者の休暇、欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 所属課長及びこれに準じる者の出張及び復命に関すること。
- (3) 所属職員の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものにあっては、総務局長が別に定めるものに限る。
- (4) 所属職員の営利企業等の従事の許可等に関すること。
- (5) 所属課長及びこれに準じる者の時間外勤務命令に関すること。
- (6) 所属職員に係る京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則(次号において「規則」という。)第5条による許可に関すること。
- (7) 所属職員に係る規則第7条による承認に関すること。
- (8) 分任出納員、区分任出納員及び証紙取扱員の命免に関すること。
- (9) 臨時の任用職員(総務局長が別に定める者に限る。)の採用、期間の更新、退職等に関すること。
- (10) 予算の流用及び移用に関すること。
- (11) 収入決定に関すること。
- (12) 本市の権利に属する損害賠償の額の決定に関すること。
- (13) 使用料、手数料その他諸収入に係る滞納処分、強制執行その他債権の保全及び取立て(訴訟及び調停の手続を除く。)に関すること。
- (14) 使用料、手数料その他諸収入の減免、徵収停止及び不納欠損

会計室長

- 処分に関すること。
- (15) 1件2,000,000円以下の支出決定に関すること。
- (16) 1件5,000,000円以下の負担金、補助金及び交付金の交付決定並びにこれに伴う経費の支出決定に関すること。
- (17) 1件2,000,000円以下の集会、行事、催物その他これらに類するものの開催の決定及びこれに伴う経費の支出決定に関すること。
- (18) 1件500,000円以下の法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。
- (19) 既納の使用料及び手数料の還付に関すること。
- (20) 1件80,000,000円未満の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。ただし、契約にあっては、理財局長が別に定める随意契約に限る。
- (21) 1件80,000,000円未満の不動産の買収及び補償に係る経費の支出決定に関すること。
- (22) 1件使用料月額300,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。
- (23) 1件賃料月額1,000,000円以下の普通財産の貸付けの決定及び契約に関すること。
- (24) 無償又は1件賃料月額1,000,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。
- (25) 行政財産の用途の廃止及び変更に関すること。ただし、議会の議決又は同意を必要とするものを除く。

- (26) 見積価格又は金額5,000,000円未満の負担を伴わない不動産及び金品の寄付受納に関すること。
- (27) 物品の譲渡、交換、貸借及び寄託の決定及び契約に関すること。
- (28) 物品の不用の決定及び不用物品の売却決定に関すること。
- (29) 行政不服審査法による不服申立ての処理に関すること。ただし、法令により議会に諮問することを必要とするものを除く。
- (30) 審議会、審査会等に対する諮問に関すること。
- (31) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。
- (32) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いのは是正に関すること。
- (33) 申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。
- (34) 告示及び公告の決定に関すること。
- (35) 後援名義及び協賛名義の使用許可並びに事務事業の共催に関すること。
- (36) 研究会、協議会その他関係団体への加入及びこれらの団体からの脱退に関すること。
- (37) 市長祝辞、式辞、賞状等の作成に関すること。ただし、市長又は副市長の臨席に係るもの及び市長祝辞のうち刊行物に登載するものを除く。
- (38) 刊行物の発行に関すること。
- (39) 単価契約物品集中購買制度により取り扱う用品の種類の指定

すること。

(40) 単価契約物品集中購買制度により取り扱う用品の払出価格の決定すること。

(41) 前各号に規定する事項のほか、所管業務に係る事務事業の計画及び実施すること。

別表次長の項に次の1号を加える。

(30) 前各号に規定する事項のほか、所管業務に係る軽易な事務事業の計画及び実施すること。

別表次長の項の次に次の1項を加える。

- (1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等のこと。
- (2) 補佐職員の出張及び復命のこと。
- (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除のこと。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 補佐職員の時間外勤務命令のこと。
- (5) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等のこと。
- (6) 担当事務に係る証明のこと。
- (7) 担当事務に係る軽易な公告の決定のこと。
- (8) 前各号に規定する事項のほか、担当事務に係る軽易な事務事業の計画及び実施のこと。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)